

「新しい生活様式に対応するための感染防止対策支援補助金」 ～よくあるお問い合わせ～

令和2年12月28日時点

1 補助金対象者について

- Q1-1 今回の補助金の対象者は。
- Q1-2 「不特定多数の顧客等」の定義は。
- Q1-3 「不特定多数の顧客等と接する機会の多い業種」とは具体的にはどのような業種か。
- Q1-4 補助対象者の「中小企業」とはどのような企業か。
- Q1-5 資本金や常時使用する従業員数の基準日はいつか。
- Q1-6 「会社以外の法人」は補助対象にならないのか。
- Q1-7 複数の事業所を営業しているが、事業所単位で申請してよいか。
- Q1-8 補助金の対象となる業種を限定しているのはなぜか。
- Q1-9 補助金の対象外となるのはどのような場合か。
- Q1-10 本社（個人の場合は、居住地または主たる営業所）が東京（県外）にあるが、県内に店舗等がある事業者は、補助対象となるのか。
- Q1-11 本社（個人事業者の場合は、住所または主たる営業所）鹿児島県内にあるが、店舗等が県外にしかない場合は、補助対象となるのか。
- Q1-12 病院、介護施設、福祉施設などは、補助対象となるか。
- Q1-13 農林水産業、建設業、製造業などは、補助対象となるか。
- Q1-14 県の感染防止を目的とした他の補助金の対象となっているが、この補助金の対象となるか。
- Q1-15 県の感染防止を目的とした他の補助金の対象となっているが、この補助金の対象業種に該当する事業を行っている場合、対象となるのか。
- Q1-16 県の感染防止を目的とした他の補助金の対象となっているが、申請期間内で申請ができなかった場合、この補助金で支援してもらえないのか。
- Q1-17 複数の店舗（業種）を営業しているが、補助の加算や上乗せはないのか。
- Q1-18 飲食店は店舗数に応じた支援となっている。不公平ではないか。
- Q1-19 開業して間もないが、対象となるのか。
- Q1-20 すでに廃業したが、廃業までの取組は対象となるのか。
- Q1-21 対象業種（温泉施設など）を営業する中で、対象外業種（飲食店など）を併設しているが、対象となるのか。
- Q1-22 対象外業種（宿泊施設）を経営しているが、店舗内に対象業種（土産屋）がテナントとして入っている。申請してよいか。

2 補助対象経費について

- Q2-1 具体的にどのような取組が補助金の対象になるのか。
- Q2-2 購入・設置前に補助金をもらえるのか。
- Q2-3 国、市町村等が実施している補助金等を申請しているが、今回の補助金と重複して申請してもよいか。
- Q2-4 県・市町村の休業等協力金や事業継続支援金、国の持続化給付金等を受領しているが、今回の補助金は対象外となるのか。

- Q2-5 空気清浄機のリース契約を行ったが、補助対象になるか。
- Q2-6 ルームエアコン、換気扇の清掃費用は補助対象になるか。
- Q2-7 換気扇の設置工事費用は補助対象になるか。
- Q2-8 自宅兼事務所の共用箇所に感染防止対策のための機器を設置したが、対象となるか。
- Q2-9 店舗や事業所で、マスクを忘れた方に配布するマスクを購入したいと考えているが、補助対象になるか。
- Q2-10 既に設置してある換気扇や空気清浄機などの修理費用は対象になるか。
- Q2-11 PR費用はどのような費用が補助対象になるのか。
- Q2-12 PR費用は、例えば新聞やタウン誌、テレビ、ラジオ等に広告を出す場合は対象になるのか。
- Q2-13 購入にあたって、特に注意することはあるか。
- Q2-14 補助金を使って購入したものについて、注意すべきことはあるか。また、購入したものを他者へ譲渡したりしてもよいか。
- Q2-15 消費税は補助対象となるのか。
- Q2-16 感染拡大防止に取り組むためのガイドラインは、何を参考にするのか。
- Q2-17 特定の商品（マスク等）を大量に購入しても、全ての購入費用が補助対象となるのか。
- Q2-18 消毒液は具体的にはどのようなものが補助対象になるのか。
- Q2-19 換気扇の交換・取り替えは補助対象になるか。
- Q2-20 マスクやパーティションなどを自作した場合は補助対象になるか。
- Q2-21 空気清浄器はどのようなものが補助対象となるのか。

3 申請手続きについて

- Q3-1 申請書は、どのように入手できるのか。
- Q3-2 申請書は、個別に送ってもらえないのか。
- Q3-3 申請書へ添付する資料は、何が必要か。
- Q3-4 補助対象となる経費は、どの期間の経費か。
- Q3-5 どこへ申請すれば良いのか。
- Q3-6 申請はいつまでできるのか。
- Q3-7 郵送ではなく、持参による申請はできないのか。
- Q3-8 普通郵便で郵送してよいか。
- Q3-9 個人事業主であるが、確定申告が不要な所得額であるため、確定申告をしていない。営業活動の実態を確認できる書類として、何を提出すればよいか。
- Q3-10 領収書、レシート等の提出はコピーでよいか。また、明細も必要か。
- Q3-11 領収書だけでよいか。明細も必要か。
- Q3-12 レシートも挙証書類となるのか。
- Q3-13 領収所等を紛失した場合、何を提出すればいいのか。
- Q3-14 15万円分を購入し、そのうち10万円分を申請したが、交付決定額は8万円だった。追加で2万円分申請してよいか。
- Q3-15 複数回に分けて物品購入等をした場合でも、まとめて申請できるか。
- Q3-16 インターネットで物品を購入した場合など、家族あての領収書を提出してよいか。

- Q3-17 空気清浄機等が品薄のため、1月29日までに購入（納品）が間に合わない場合、先払いしても補助対象になるか。
- Q3-18 令和2年3月に物品を購入し、4月に請求書を受け取り、支払いを行ったものは補助対象になるか。
- Q3-19 レシート等の数が多く、「第1号様式2（1）支出の部」の表に書ききれないがどうすればよいか。
- Q3-20 自宅からe-taxで確定申告を行っており、確定申告書の写しに受付印がない場合はどうしたらよいか。
- Q3-21 郵送で申告書を提出しており、確定申告所の写しに受付印がない場合は、どうしたらよいか。
- Q3-22 確定申告書の写しにマイナンバーが印字されているが、そのまま提出してよいか。

4 補助金の交付について

- Q4-1 申請後、振り込まれるまでどの程度日数がかかるか。
- Q4-2 交付されない場合があるのか。
- Q4-3 審査結果は通知されるのか。
- Q4-4 県から、はどのような名義で支払われるのか。
- Q4-5 申請者と交付先の口座名義が違ってても、補助金は交付されるか。
- Q4-6 法人の場合、振込口座を代表取締役個人の口座で指定してもよいか。
- Q4-7 交付について、概算払いの制度はあるか。
- Q4-8 現金で直接受け取ることは可能か。
- Q4-9 なるべく早く申請しないと、予算がなくなってしまうのではないか。

1 補助金対象について

Q1-1 今回の補助金の対象者は。

A 今回の補助金は「事業所等において不特定多数の顧客等と接触する機会の多い中小企業・個人事業者等」を対象者としており、具体的には、補助金申請要領の「2-(2) 補助金対象業種」の業種の方々が対象となります。

参考：申請要領4ページ 表2：補助対象となる類型と業種の例示

Q1-2 「不特定多数の顧客等」の定義は。

A1-2 感染拡大防止の観点から、個人を容易に特定することのできない、数多くの一般の消費者（県民）を意味します。

よって、通常、接触する相手方が社内の職員や関係者、取引先や個別の契約の相手方となっている特定の消費者など、特定される顧客等である場合は、対象外としております。

Q1-3 「不特定多数の顧客等と接する機会の多い業種」とは具体的にはどのような業種か。

A 事業者が事業所等（商店、事務所、営業所など）において営業活動を行う際、個人を特定することができない多くの顧客との接触が日常的である業種は、相対的に新型コロナウイルスへの感染リスクが高くなることから、広く一般消費者が訪れることのできる施設・機会を有する事業を展開している業種を対象としているところです。

具体的には、補助金申請要領の「2-(2) 補助金対象業種」の業種の方々が対象となります。

それ以外の業種については、事業所等で接する方々が、自社の社員や取引先などの特定の関係者に限られるような業種については、原則として対象外とさせていただいていますが、ショールーム、展示場、ギャラリー、小売店・直売所など、広く一般の消費者が訪れることのできる施設や機会を有し、常時事業を展開している事業者については、個別に状況をお聞きしながら対応します。

Q1-4 補助対象者の「中小企業」とはどのような企業か。

A 中小企業基本法第2条第1項に規定される中小企業です。

業 種	中小企業者の要件（下記のいずれかを満たすこと）	
	資本金の額又は 出資額の総額	常時使用する 従業員の数
① ②～④以外の業種	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

Q1-5 資本金や常時使用する従業員数の基準日はいつか。

A 申請日時点になります。

Q1-6 「会社以外の法人」は補助対象にならないのか。

A 補助対象になる場合があります。

「会社以外の法人」の例として、農業法人、法人税法別表第二に該当する法人（公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人等）、法人税法以外の法律により公益法人等とみなされる法人（NPO法人等）があります。

また、中小企業団体（中小企業支援法第2条第1項第4号）で規定される事業協同組合、協業組合、商店街振興組合等も対象です。

Q1-7 複数の事業所を営業しているが、事業所単位で申請してよいか。

A 今回の補助金は、1事業者あたり10万円以内・申請は1回限りとさせていただいているため、事業所単位の申請はできません。できるだけ多くの事業者の方へ取組を進めていただきたいと考えており、ご理解をお願いします。

なお、複数の事業所のある事業者の皆さまは、1回の申請で複数事業所分をまとめて申請することが可能です。

Q1-8 補助金の対象となる業種を限定しているのはなぜか。

A 今回の補助金は、「事業所等において不特定多数の顧客等と接触する機会の多い中小企業・個人事業者等」を対象として補助することとしています。

したがって、事業所等がなく不特定多数の顧客等と接触する機会の少ない業種については、補助対象としていません。また、既に、県の他の支援事業の補助対象となっている業種についても補助対象としていません。

ただし、補助対象業種と同種のもので補助金の目的に合致する業種については、対象とすることとしています。

Q1-9 補助金の対象外となるのはどのような場合か。

A 今回の補助金は、「事業所等において不特定多数の顧客等と接触する機会の多い中小企業・個人事業者等」を対象として補助することとしています。

よって、事業所等で接する方々が、自社の社員や取引先などの特定の関係者に限られるような業種については、対象外とさせていただきます

また、既に、県の他の支援事業の補助対象となっている業種についても、対象外とさせていただきます。

参考：申請要領5ページ 県が実施する他の支援事業及び対象事業者

Q1-10 本社（個人の場合は、居住地または主たる営業所）が東京（県外）にあるが、県内に店舗等がある事業者は、補助対象となるのか。

A 本社等が県外にある事業者の方であっても、鹿児島県内で対象となる事業展開をされている場合は、対象とさせていただきます。

Q1-11 本社（個人事業者の場合は、住所または主たる営業所）は鹿児島県内にあるが、店舗等が県外にしかない場合は、補助対象となるのか。

A 鹿児島県内で行う感染防止対策が補助対象となりますので、県外の店舗等での対策は補助対象となりません。

Q1-12 病院，介護施設，福祉施設などは，補助対象となるか。

A 病院，介護施設，福祉施設などに対しては，すでに，県の他の事業で感染防止対策費用を助成していますので，補助対象にはなりません。

参考：申請要領5ページ 県が実施する他の支援事業及び対象事業者

Q1-13 農林水産業，建設業，製造業などは，補助対象となるか。

A 生産，工事，製造等の現場のみであれば，不特定多数の顧客等と接触する機会が多いとは言えないため，補助対象業種ではありません。

ただし，補助金申請要領の「2-(2)補助金対象業種」には無い業種であっても，不特定多数の顧客等と接触する機会の多い施設や機会を有し，常時事業展開している場合には，補助対象となります。

なお，不特定多数の顧客等と接触する機会の多い施設の例としては，ショールーム，展示場，ギャラリー，直売所や小売店など，広く一般消費者が訪れることのできる施設になります。

Q1-14 県の感染防止を目的とした他の補助金の対象となっているが，この補助金の対象となるか。

A 県の感染防止を目的とした他の補助金の対象者については，補助対象外となります。

【他の補助金（事業名）の例】

飲食店感染防止対策支援事業（飲食店）

宿泊施設感染防止対策支援事業（ホテル，旅館）

観光バス等感染防止対策支援事業（観光バス，タクシー，レンタカー）

離島航路等安定運行支援事業（航路事業者）

地域公共交通維持特別対策事業（公共交通事業者）

子ども・子育て支援総合対策事業（幼稚園，保育所，認可外保育所 等）

など

参考：申請要領5ページ 県が実施する他の支援事業及び対象事業者

Q1-15 県の感染防止を目的とした他の補助金の対象となっているが、この補助金の対象業種に該当する事業を行っている場合、対象となるのか。

A 当補助金では、

① 「事業所等において不特定多数の顧客等と接触する機会の多い中小企業・個人事業者等」のうち、これまで県の他の感染防止対策支援を目的とした補助金の対象となっていない事業者について、できるだけ多くの事業者の方に感染防止の取組を進めていただきたいこと

② 補助金の重複申請を防止する必要があること

から、既に県の他の感染防止対策支援を目的とした補助金において対象となっている事業者については、対象外とさせていただいております。

できるだけ多くの事業者の方に取組を進めていただきたいと考えており、ご理解をお願いします。

Q1-16 県の感染防止を目的とした他の補助金の対象となっているが、申請期間内に申請ができなかった場合、この補助金で支援してもらえないのか。

A このような場合は、対象に含めることはできません。

Q1-17 複数の店舗（業種）を営業しているが、補助の加算や上乗せはないのか。

A 1事業者あたり10万円以内とさせていただいており、複数の店舗・事業所（業種）による加算や上乗せはありません。できるだけ多くの事業者の方に取組を進めていただきたいと考えており、ご理解をお願いします。

Q1-18 飲食店は店舗数に応じた支援となっている。不公平ではないか。

A 飲食店については、来店客が飲食中にマスクを外さざるを得ない等のため他の業種よりも感染リスクが高いこと、またすでにクラスターが発生していることなどにより、感染防止対策の早急な実施が求められていることから、店舗数に応じた支援としておりますので、ご理解をお願いします。

Q1-19 開業して間もないが、対象となるのか。

A 補助対象となる業種に該当し、事業を開始した実態を有しており、かつ、対象となる感染防止対策に取り組んでいれば、対象となります。

Q1-20 すでに廃業したが、廃業までの取組は対象となるのか。

A 申請時点で廃業している場合は、対象外となります。

Q1-21 対象業種（温泉施設など）を営業する中で、対象外業種（飲食店など）を併設しているが、対象となるのか。

A 対象業種となる事業者が直接対象業種を営業しており、その対象外事業の店舗等が県の他の支援策の対象外であれば、対象となります。

Q1-22 対象外業種（宿泊施設）を経営しているが、店舗内に対象業種（土産屋）がテナントとして入っている。申請してよいか。

A 対象業種となるテナントについては、入居施設を持つ事業者ではなく、テナント事業者が申請者となります。

2 補助対象経費について

Q2-1 具体的にどのような取組が補助金の対象になるのか。

A 新型コロナウイルス感染症に係る基本的な感染対策を行うために、事業者が要する消耗品等購入費、機械装置等購入費、資材購入費、広告宣伝費等を補助対象として考えております。

鹿児島県では、国の「小規模事業者持続化補助金」の対象を踏まえ、補助金申請要領「4 補助対象経費」に限定させていただいておりますので、ご確認ください。

ただし、エアコンをはじめ、汎用性が高い物品や機器等、本来の用途ではなく機能の一部のみしか感染症防止対策に該当しない物品や機器等については、補助対象経費とは認めていませんので、御注意ください。

【例】エアコン：対象外

近年では、空気清浄機能やウィルス除去機能が付いた商品が流通しているが、本来、室内の温度や湿度を調整することが本来の目的であり、感染防止対策以外の用途に対する汎用性が高いため。

また、県が対象としていないにもかかわらず、あたかも対象であるかのような営業や勧誘を行う業者がいるようですので、併せて御注意ください。

Q2-2 購入・設置前に補助金をもらえるのか。

A 購入前の交付はできません。今回の補助金は、感染防止対策のために必要となる経費の内容がわかるものとして、実績報告書に領収書等を添付いただいたうえで、補助金額を確定して交付させていただくこととしています。ご理解願います。

Q2-3 国、市町村等が実施している補助金等を申請しているが、今回の補助金と重複して申請してもよいか。

A 同じ物品等にかかった費用について、本補助金と国・市町村等の他の補助金若しくは県の他の感染防止対策支援のための補助金とを二重に申請することは、補助金の重複申請となるため、申請することはできませんので、御注意ください
重複して補助金を受給した場合には、返還となります。

Q2-4 県・市町村の休業等協力金や事業継続支援金，国の持続化給付金等を受領しているが，今回の補助金は対象外となるのか。

A 県や市町村の休業等協力金や事業継続支援金，国の持続化給付金については，その用途が決まっていないため，本補助金の申請と重複することはありません。よって，本補助金の対象となる経費について申請できます。

Q2-5 空気清浄機のリース契約を行ったが，補助対象になるか。

A 購入のみを対象としているため，補助対象経費ではありません。

Q2-6 換気扇の設置工事費用は補助対象になるか。

A 補助対象経費となっている機器等の設置費用については，対象となります。

Q2-7 ルームエアコン，換気扇の清掃費用は補助対象になるか。

A すでに店舗等に設置しているものについて清掃を外注する場合は，補助対象経費になります。

Q2-8 自宅兼事務所の共用箇所に感染防止対策のための機器を設置したが，対象となるか。

A 事務所専用として使用している箇所で感染防止対策を行う場合に限り，対象となります。よって，共用箇所については対象外となります。

Q2-9 店舗や事業所で，マスクを忘れた方に配布するマスクを購入したいと考えているが，補助対象になるか。

A 訪れる方へのマスク着用の周知徹底を図った上で，それでも忘れてしまった方のために使用する目的で，予備的に購入するものは対象となります。

Q2-10 既に設置してある換気扇や空気清浄機などの修理費用は対象になるか。

A 修理費用については、補助対象外です。

Q2-11 PR費用はどのような費用が補助対象になるのか。

A ポスター、チラシ等の印刷費のほか、チラシ折り込み費用やデザイン作成等の外注費も補助対象になります。

なお、実績の確認のため、作成したポスター・チラシ等の写しを提出いただく場合があります。

Q2-12 PR費用は、例えば新聞やタウン誌、テレビ、ラジオ等に広告を出す場合は対象になるのか。

A 自ら取り組む3密対策や感染症防止対策の取組を広告する場合や、来客への注意喚起を目的とした広告であれば、対象となりますが、単純に店舗等の宣伝を目的としたものであれば対象外となります。

Q2-13 購入にあたって、特に注意することはあるか。

A 物品等を自社内部の取引、個人間での取引、オークション（ネットオークション含む）によって購入した場合及び中古品の購入については対象外となります。

また、支払いについては、現金又は申請者のクレジットカードで購入したものが対象であり、各種ポイント、金券、商品券（プレミアム付き含む）、クーポン、仮想通貨等で支払ったものについては対象外となります。

なお、購入に当たっての手数料（送料、振込手数料、代引手数料）については、補助の対象となります。

Q2-14 補助金を使って購入したものについて、注意すべきことはあるか。また、購入したものを他者へ譲渡したりしてもよいか。

A 補助金により取得等したものについては、各事業者の皆様の自主的な感染防止対策への取組に対する支援という趣旨をご理解いただき、その趣旨に沿った適切な使用等をお願いします。したがって、他者への譲渡や貸し出し、感染防止対策以外の目的での使用は認められません。

Q2-15 消費税は補助対象となるのか。

A 消費税は補助対象外となりますので、必ず「税抜価格」で積算の上、申請してください。

Q2-16 感染拡大防止に取り組むためのガイドラインは、何を参考にするのか。

A 政府が示した「業種ごとの感染拡大防止ガイドライン」や、鹿児島県が作成した「新しい生活様式の定着に向けた鹿児島県の取組(令和2年5月26日決定・6月1日適用)」を参考にしてください。

- ・ 内閣官房HP：<https://corona.go.jp/>
（「内閣官房 感染防止 ガイドライン」で検索）
- ・ 鹿児島県HP：<https://www.pref.kagoshima.jp/ae06/kennotorikumi.html>
（「鹿児島県 新しい生活様式 取組」で検索）

Q2-17 特定の備品（マスク等）を大量に購入しても、全ての購入費用が補助対象となるか。

A 全ては補助対象にならない場合があります。事業者の規模に応じて、年度内に消費できないと思われる場合は、補助期間内の必要数を確認し減額する可能性があります。

Q2-18 消毒液は具体的にはどのようなものが補助対象になるのか。

A 石鹼、アルコール消毒液（濃度60%以上95%以下のエタノール）、次亜塩素酸ナトリウム水溶液（塩素系漂白剤）、手指用以外の界面活性剤（洗剤）、次亜塩素酸水が補助対象経費になります。

消毒方法等については、厚生労働省HPの「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）」を御確認ください。
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html)

Q2-19 換気扇の交換・取り替えは補助対象になるか。

A 補助対象経費にはなりません。新設・追加で設置したものが補助対象経費になります。

Q2-20 マスクやパーティションなどを自作した場合は補助対象になるか。

A マスクやパーティションなどを自作した場合の材料費は補助対象経費にはなりません。

Q2-21 空気清浄機はどのようなものが補助対象となるのか。

A 空気清浄器については、厚生労働省のHP「熱中症予防に留意した「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法」(<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000640913.pdf>) 及び「冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法」(<https://www.mhlw.go.jp/content/000698868.pdf>) において、窓からの換気と併せて、過般式の空気清浄器を併用することは換気不足を補うために有効とされ、空気清浄機は、HEPAフィルタによるろ過式で、かつ風量が5 m³/min程度以上のものを使用することとされています。

このことから、本補助事業において補助対象となる空気清浄機は、HEPAフィルタを用いた空気清浄器に限定しています。

3 申請手続きについて

Q3-1 申請書は、どのように入手できるのか。

A 鹿児島県のホームページからダウンロードできます。

- ・ 鹿児島県HP：ホーム > 産業・労働 > 商工業 > 新しい生活様式に対応するための感染防止対策支援（または、「鹿児島県 新しい生活様式 感染防止」で検索）

もしくは、以下の機関等でも配布をしております。

- ・ 県地域振興局・支庁の総務企画課（離島事務所の総務課（係））
- ・ 県下商工会議所，商工会
- ・ 県産業支援センター（県産業会館内）

Q3-2 申請書は、個別に送ってもらえないのか。

A 申請者数が多数に及ぶため、個別送付には対応しておりません。

Q3-3 申請書へ添付する資料は、何が必要か。

A それぞれ、以下の資料を添付してください

- (1) 申請額を証する領収書等の写し
- (2) 誓約書
- (3) 振込先の口座の通帳の写し（通帳の表面及び1・2ページ目）
- (4) 事業活動の実態を確認できる書類（以下のいずれか1つ）
 - ① 直近の確定申告書の写し
 - ・ 法人：確定申告書第1表
 - ・ 個人：法人税申告書別表1
 - ② 市町村民税・県民税の申告書の写し
 - ③ 事業活動に必要な許可証の写し
 - ④ 事業開業届の写し
 - ⑤ 履歴事項全部証明書の写し
- (5) 営業の様子を撮影した店舗等の写真（外観と内観を各1枚ずつ）

Q3-4 補助対象となる経費は、どの期間の経費か。

A 補助対象期間は令和2年4月1日から令和3年1月29日までとしています。感染防止対策の経費として、その期間内に購入し、支払いを終えている必要があります。

なお、補助金の不正受給を防止する観点から、納品まで必ず終わらせるようにしてください。

Q3-5 どこへ申請すれば良いのか。

A 以下へ郵送してください。

〒890-0064

鹿児島市鴨池新町14番27号 南国情報サービス3号館内

鹿児島県新しい生活様式感染防止対策支援事業事務局 宛て

※ 差出人の住所及び氏名を必ず記載してください。

※ 郵送料金は、申請者の御負担となります。

Q3-6 申請はいつまでできるのか。

A 令和2年10月26日月曜日から令和3年1月29日金曜日（当日消印有効）までです。

Q3-7 郵送ではなく、持参による申請はできないのか。

A 新型コロナウイルス感染防止対策の観点から、持参による申請は受け付けておりません。

Q3-8 普通郵便で郵送してよいか。

A 個人情報を含むこと、また、万一申請書類が届かない状況が生じた場合に申請者で追跡確認ができるよう、簡易書留やレターパックでの申請をお願いしております。

Q3-9 個人事業主であるが、確定申告が不要な所得額であるため、確定申告をしていない。営業活動の実態を確認できる書類として、何を提出すればよいか。

A 課税所得がゼロ以下で申告が免除されている方は、市町村民税・県民税の申告書を提出してください。

事業開始後間もないため確定申告書を有していない方は、個人事業の開業届書又は法人設立設置届出書（どちらも税務署の受付印があるもの）を提出してください。

Q3-10 領収書、レシート等の提出はコピーでよいか。また、明細も必要か。

A 後々に確定申告等で必要となることが想定されることから、コピーしたもので可能です。また、複数の物品を同時に購入した場合や領収書のみでは購入した物品の内容等がわからない場合は、明細（納品書等）のコピーも提出してください。

Q3-11 領収書だけでよいか。明細も必要か。

A 詳細が確認できない領収書等の場合、明細（納品書等）も提出してください。

Q3-12 レシートも挙証書類となるのか。

A 補助対象の品目が明記されていれば、レシートも挙証書類となります。

Q3-13 領収書等を紛失した場合、何を提出すればいいのか。

A まずは、購入先で領収書の再発行等を行ってもらえる場合がありますので、購入店などにご相談いただきますようお願いいたします。

再発行の対応ができない場合は、名称の如何を問わず、何らか取引が分かるものを提出してください。例えば、通帳の該当箇所のコピーとともに、その内訳が分かる伝票の写しを提出することで、領収書等に代えることは可能とします。ご提出いただく書類によって、個別に判断させていただきます。

なお、挙証資料が何も無い場合は、補助対象外とさせていただきます。

Q3-14 15万円分を購入し、そのうち10万円分を申請したが、交付決定額は8万円だった。追加で2万円分申請してよいか。

A 申請は1回のみです。追加申請はできないため、あらかじめ上限額を超えた分まで申請してください。

Q3-15 複数回に分けて物品購入等をした場合でも、まとめて申請できるか。

A まとめて申請できます。申請は1回のみなので、必ずまとめて申請するよう注意してください。

Q3-16 インターネットで物品を購入した場合など、家族あての領収書を提出してよいか。

A 必ず事業者又は事業所あての領収書等の提出が必要です。

Q3-17 空気清浄機等が品薄のため、1月29日までに購入（納品）が間に合わない場合、先払いしても補助対象になるか。

A 購入等の実態を確保するために、支払いが終了し、納入まで完了されるようお願いします。よって、1月29日までに支払いが終わっていても、納入がなされないものは補助対象にはなりません。

Q3-18 令和2年3月に物品を購入し、4月に請求書を受け取り、支払いを行ったものは補助対象になるか。

A 3月に物品を購入していることから、補助対象にはなりません。

Q3-19 レシート等の数が多く、「第1号様式2（1）支出の部」の表に書ききれないがどうすればよいか。

A 第1号様式の2（1）支出の部の表を適宜追加して記載いただくか、県ホームページに掲載している「追加記載用様式」に記載して提出してください。

Q3-20 自宅からe-taxで確定申告を行っており、確定申告書類の写しに受付印がない場合はどうしたらよいか。

A e-taxで申請を行った場合、確定申告書の写しとともに、e-taxのシステム上で通知される受信通知の写しを添付して提出ください。

Q3-21 郵送で申告書を提出しており、確定申告書の写しに受付印がない場合は、どうしたらよいか。

A 郵送で申告書を提出しており、確定申告書の写しに受付印がない場合は、提出書類の年度の「納税証明書（その2所得金額要）」（事業所得金額の記載のあるもの）を併せて提出してください。

納税証明書は、税務署で交付を受けることができます。

Q3-22 確定申告書の写しにマイナンバーが印字されているが、そのまま提出してよいか。

A マイナンバーが記載されている場合は、お手数ですが該当部分を黒塗りにして提出してください。

4 補助金の交付について

Q4-1 申請後、振り込まれるまでどの程度日数がかかるか。

A できるだけ速やかに交付できるよう努めますが、申請ごとに領収書等で支払い内容を確認する必要があることから、一定の時間を要することをご理解ください。

申請書類一式を受理後、不備がない場合は1か月以内を目処に対応を予定していますが、12月8日以降、申請が急増しており、その時期以降に申請いただいた方は、審査対応に1か月以上かかる場合があります。

なお、書類に不備等があれば、確認のために時間を要しますので、申請の際は、十分に申請内容をご確認の上、ご提出ください。

Q4-2 交付されない場合があるのか。

A 審査の結果、補助対象業種や補助対象経費ではなかった場合などにより、交付しない場合や申請額から減額する場合があります。

Q4-3 審査結果は通知されるのか。

A 審査終了後、速やかに確定額とともに通知します。

Q4-4 県からは、どのような名義で支払われるのか。

A 県からではなく、県から委託を受けた事務局運営者からの振込になります。皆様の通帳に「カゴシマケンアタラシイセイカツヨウシキカンセンボウシタイサクシエンジギョウジムキョク」と記帳されます。

なお、お振り込み先の金融機関によって通帳に記帳される文字数に制限があるため、途中までしか表示されない場合があります。

Q4-5 申請者と交付先の口座名義が違ってても、補助金は交付されるか。

A 交付できません。同一名義でお願いします。

Q4-6 法人の場合、振込口座を代表取締役個人の口座で指定してもよいか。

A 法人に対する補助金ですので、申請者である法人の口座を指定してください。

Q4-7 交付について、概算払いの制度はあるか。

A 概算払いは行いません。精算払いのみです。

Q4-8 現金で直接受け取ることは可能か。

A 口座振込のみとなります。

Q4-9 なるべく早く申請をしないと、予算が無くなってしまわないか。

A 早い者勝ちではありません。申請期間内に受け付けたものは、要件を満たせば全て対象となります。